

案件：2014004「渋谷区障害者保健福祉計画（第5次）・障害福祉計画（第4期）」（素案）

【問い合わせ】障害者福祉課福祉計画推進係（電話：03-3463-1922 FAX 03-5458-4935）

結果公表日

平成 27 年 5 月 15 日

提出件数

意見総数 114 件（持参 1 人、郵送 6 人、FAX9 人、電子メール 15 人）

提出された意見と区の考え方

※意見の概要は、意見の内容に従って分類し、整理しています。

1 相談支援体制・情報提供の充実について

意見の概要	区の考え方
1 基幹相談支援センター開設時より訪問相談員を配置してほしい。介護者が思うように外出できないので、自宅訪問できるようにしてほしい。	自立支援協議会で基幹相談支援センターの在り方について検討しながら、段階的に整備してまいります。 23 ページ参照
2 基幹相談支援センターは、支援を必要としている人と支援を確実に結びつける要となり、早期の設置を望む。また、基幹相談支援センターがどんな機能を持ち、どの様に人と支援が結び付けられていくのか、その設置までにどの様に整備していくのか、具体的に記載してほしい。（同様の意見が他に 2 件）	
3 相談支援事業見込数が十分か疑問。より相談支援事業者の参入や既存事業者への支援を行っていく必要がある。	特定相談支援事業所を支援することなどにより、相談支援体制を強化し、サービス等利用計画の作成の推進をはじめとする相談支援の充実を図ります。 また、相談機関についての広報の推進、自立支援協議会を核とした相談支援事業所のネットワーク強化を進めてまいります。 23～25 ページ参照
4 法令や法の趣旨に照らした計画相談や地域移行支援などができるように、事業者の招へいを確実に計画していただきたい。	
5 計画相談支援について、サービス事業者数の見込量を示し、それに見合った支給額を、区として補助するなり、何らかの対策を明示してほしい。	
6 サービス等利用計画の作成にとどまらない「支援」が必要なため、相談支援の人員の増員をお願いする。	
7 相談支援体制を充実させていくにあたっては、個別の支援計画を活用し、各機関との連携体制づくりを目指してほしい。	
8 相談支援サービスの充実。一日も早く地域で身近に気軽に相談できるシステム化をお願いする。あらゆる機関が横につながって守って頂けるようにしてほしい。	
9 障害種別ごとに表や事例などを用いたわかりやすい資料を用意し、HP も含め、効率の良い相談支援体制を作っていただきたい。	

<p>10 渋谷区のホームページで、自立支援協議会の資料/議事録/報告書についても、公開してほしい。区民が区民や当事者の生の声を知ることが区民参加の始まりとなる。</p>	<p>今回の計画の策定に至るまでの自立支援協議会の経過や意見交換会での区民や当事者の声を計画に掲載し、区のホームページに公開することなどにより、情報提供を充実させてまいります。</p>
<p>11 各種の情報は、本人がその制度・サービスが受けられる権利が発生した時に、実際に利用するしないにかかわらず、本人に通知、必要なら手続き等をするように促してほしい。</p>	<p>23、86、113 ページ参照</p>

2 日常生活支援サービスの充実について

意見の概要	区の考え方
<p>1 はあとびあ原宿のバス増便は早急に実施してほしい。重度肢体不自由者への対応は、はあとびあでは無理なので、別の専門的な施設の設置が必要。</p>	<p>車いす利用者の増加に対応するため、はあとびあ原宿の送迎バスを増便することなどにより、障害の重度化に応じた支援体制を可能な限り整備してまいります。</p>
<p>2 はあとびあ原宿のバス増便、重度肢体不自由者へ対応した施設改修、医療ケアの実施など支援体制の充実を実現してほしい。 (同様の意見が他に1件)</p>	<p>27 ページ参照</p>
<p>3 本人や家族の高齢化や状況の変化により生活介護への流れは、今後増大する。生活介護と就労継続支援 B 型といった多機能型の検討も含め、生活介護新規事業所の設置が必要。 (同様の意見が他に1件)</p>	<p>今後の需要予測を行い、区内で不足が見込まれるサービス事業について、区の施設等を提供し、民間事業者による新規開設を順次推進していきます。</p> <p>50、61 ページ参照</p>
<p>4 はあとびあ原宿が利用者増に対しての体制が間に合っていない。できれば、身体障害と知的障害、幼児・児童とも分けて、新設も含めた体制の拡充を考えていただきたい。</p>	
<p>5 移動支援事業の利用者の需要がなかったのか、需要はあったが広報が不足していたのか、サービス提供体制が不十分だったのか、などの PDCA サイクル上の分析・評価を行い計画に記載すべき。</p>	<p>移動支援事業につきましては、段階的な拡充を図っていくために、今後の実績と需要について分析し、PDCA サイクルの中で見直してまいります。</p> <p>27、45、84 ページ参照</p>
<p>6 移動支援事業の充実について、より実態に即した利用が可能となるような利用条件の見直しをしてほしい。 (同様の意見が他に9件)</p>	<p>移動支援サービスの拡充を段階的に図っていくために、通学・通所をはじめ必要な状況について分析したうえで、必要性の高いものから順次拡充してまいります。</p>
<p>7 移動支援・緊急一時について、具体的な計画を示してほしい。</p>	<p>緊急一時保護事業利用の際の移動支援事業についても、移動支援事業拡充の必要性と緊急一時保護事業のあり方を含めて検討してまいります。</p> <p>27、45 ページ参照</p>

<p>8 現状では、短期宿泊施設（短期入所・緊急一時保護）が代々木公園を境にした東部で多く（13床）、西部（2床）で少ない状況がある。この事が、多くの要望と緊急一時保護事業所の2施設の非常に大きな利用率の差につながっている。渋谷区を東部と西部の2地域に分けて、地域ごとの短期入所や緊急一時保護の整備目標を立て、資源の偏りを解消してほしい。 （同様の意見が他に1件）</p>	<p>緊急一時保護については、現行の2か所の活用を図っていくとともに、短期入所施設の拡充を図ります。拡充にあたっては、事業の性格上、単独では成り立ちにくいいため、新規開設のグループホーム等の他の事業と併設することを誘導してまいります。 立地については、今回より「区内の主な障害者施設マップ」を計画に記載し、渋谷区全体の事業所の配置状況を踏まえながら、必要な場所に重点的に誘致してまいります。 117 ページ参照</p>
<p>9 日中活動場所に通いながら利用できる、緊急一時、日中一時、移動支援等のサービスを、その人のニーズにあわせながら柔軟に利用できるような体制を作してほしい。</p>	
<p>10 緊急一時時保護事業とショートステイ利用枠の整備など、障害のある人と家族が安心して生活できる枠組みの整備を期待する。 （同様の意見が他に2件）</p>	
<p>11 緊急の場合の短期入所の枠を拡大してほしい。重度障害児者も利用可能な施設の拡充も検討してほしい。</p>	
<p>12 移動支援については、現状でも支援者不足が慢性化しているので、渋谷区として支援者の養成や確保の為に施策を行ってほしい。 （同様の意見が他に2件）</p>	<p>サービスを担う人材の確保・育成は重要な課題であり、区として体制整備を検討してまいります。 58 ページ参照</p>
<p>13 利用者及び支援者にとって分かりやすい移動支援の手引きを作成してほしい。</p>	<p>ご意見を参考とし、利用者向けのわかりやすいチラシ等を作成し、情報提供体制の強化を図ってまいります。</p>
<p>14 渋谷区の移動支援事業の定款を作成し、よりわかりやすい制度にしてほしい。</p>	<p>23 ページ参照</p>
<p>15 在宅重症心身障害児者訪問レスパイト事業を、渋谷区で導入してほしい。</p>	<p>今後の方向性として計画に記載しました。他区の状況を踏まえながら渋谷区として仕組みを検討してまいります。 27 ページ参照</p>
<p>16 生涯学習の場を広げてほしい。将来、障害者がボランティア等の活動ができ、参画協力できる人も出てくるのではないかと。</p>	<p>情報提供体制の強化の一つとして、利用できる生涯学習事業の情報提供に努めます。 23 ページ参照</p>
<p>17 通院等介助のサービスを認められたのに、院内介助は認められず利用できない。</p>	<p>院内介助は病院側のサービスが原則ですが、個別の状況に応じて実施してまいります。</p>
<p>18 現在は月4回訪問入浴サービスを受けています。せめて毎週1回を実施していただきたい。重度障害者等包括支援サービスを利用しない理由は、入浴で十分な支援が受けられる業者を探すことが難しいからである。</p>	<p>入浴サービスの拡充につきましては、居宅介護での入浴サービスの活用を図りながら、居宅介護でのサービスを利用できない方の状況を把握してまいります。</p>

3 経済的支援の実施について

意見の概要	区の考え方
<p>1 経済的支援として、各手当（年金）を受けて生活していくうえで、その範囲内で親亡き後に、安心して「自立した生活」をさせるには不安が残る。</p>	<p>障害福祉施策とともに、生活困窮者自立支援法に基づき、新たに設置された生活支援相談窓口と連携し、自立した生活を支援してまいります。</p>

4 住まいの充実・基盤整備について

意見の概要	区の考え方
1 区有地等公共施設を活用し、グループホームを順次整備していくとあり、ニーズに沿って増設されていくことを期待する。	<p>グループホームの新規建設を実現するため、氷川敬老館の跡地に施設を建て替える費用を助成することにより、ケアのしやすい施設での運営する事業者の運営を募集します。</p> <p>募集の中では、体験利用を可能とする短期入所施設の併設等を促し、多様なサービスを実施できる事業者を選定します。</p> <p>38～39 ページ参照</p>
2 体験の場も視野に入れたグループホームの増設を検討してほしい。 (同様の意見が他に1件)	
3 親亡き後のわが子は、ケア付きのグループホームではないと難しいと考えているので、民間の運営も含めて新設・増設し拡大を望む。	
4 今の仕事は気に入っていて一生懸命働いているが、この状態を続けながら生活ができるような暮らしができる場としてのグループホーム等があるといい。	
5 グループホームは3年間の計画で見込数増加分が14人では、少なすぎる。車椅子で対応できるグループホームを計画的に整備してほしい。 (同様の意見が他に2件)	<p>3年間の見込み量は、増減を含んでおり、これまでの実績を踏まえて推計しています。今後PDCAにより、毎年度の実績を踏まえ、計画の見直しを行ってまいります。</p>
6 「グループホームの整備」などについては、なぜ実現できないのか、区としての予算措置、積極的な姿勢が欠如していると言わざるを得ない。	<p>今後のグループホーム入居希望者のニーズを的確に把握しながら、既存の入居者との共同生活がスムーズに進むよう、運営事業者と相談しながらグループホームの安定した運営を図ってまいります。</p>
7 グループホーム入居者の「家」としての空間を大事にし、短期入居事業と自立生活訓練とは別に計画してほしい。 (同様の意見が他に2件)	
8 重度障害者の入所施設をつくってほしい。	<p>グループホームの整備を進めるとともに、既存の入所施設の受入体制の整備を推進してまいります。</p>
9 グループホーム（整備）だけでなく、入所施設も考えていただきたい。	
10 地域移行支援の推進体制の整備について、住宅入居等支援事業が「検討」のまま具体的な動きにはつながっていない。「居住支援協議会」の設立準備を自立支援協議会と連携して進められる体制づくりを計画してほしい。	<p>住宅入居支援事業として必要な事業を検討するとともに、地域生活拠点等の整備をめざします。</p> <p>また、区営住宅を増設する際に障害者向け住宅を併設することなどにより、多様な居住ニーズに対応してまいります。</p>
11 社会で自立生活を安心して始められるための施設や制度の整備をすることで、家庭からの自立が可能となる場合もあるので、地域生活を支援していくサービス・制度の充実を早急に具体化し、実行してほしい。	<p>38、63 ページ参照</p>
12 GH よりももう少し独立性の高い部屋も選べるようにしてほしい。民間住宅のあっせんでは、隣人が知らないうちに変わり、近所づきあいに不安がある。シェアハウス、アパートでも、玄関ひとつで、金銭、健康日常生活の様々な問題に、本人が必要とするときに、すぐに相談できる人がいる住まいが必要。	

13 「(基本目標2住む:)多様な暮らしの場の整備」について、具体的に表記してほしい。	<p>ご意見を参考としながら地域生活拠点の整備をめざすとともに、グループホーム間の連絡会やバックアップ施設等の連携を強化し、住まいの場の充実・基盤整備を進めてまいります。</p> <p>38、63 ページ参照</p>
14 既存のグループホーム間の連携やはあとびあ原宿を中心とした相互にサービスを向上させるための学習会など運営事業者の育成をしてほしい。	
15 早急に、重症心身障害者および重度重複障害者の日中活動系サービス事業を充実させる必要がある。(基本目標2住む:多様な暮らしの場の整備)重点課題を「重症心身障害者及び重度重複障害者に関する事業の充実を図り、一方で、高齢者福祉や医療・介護分野とも連携し」とすべき。	
16 自立生活を始めるためには、かなり計画的に準備が必要な障害者もいるので、しっかりとした準備や訓練ができる施設や制度の整備が必要。	
17 生活訓練をショートステイで実現させる方向であれば、支給決定の際、体験希望者に対して支給量(期間)を優遇する等、補足説明が必要である。	

5 保健・医療サービスの充実について

意見の概要	区の考え方
1 障害のある人を受け入れてくれる医療機関(入院も含めて)との確かなネットワークの構築や区民や事業所への情報発信など、具体的な構想と支援策をあげてほしい。	<p>設備や人材等において対応できる範囲の拡大に努め、はあとびあ原宿で医療的ケアを実施することなど、利用者の状況を勘案しながら、施設職員のスキルアップも図ってまいります。</p>
2 医療的ケアがある子どもいける渋谷区の施設ができることを望んでいる。	
3 地域の公立・民間の障害者施設の日中活動および居住支援事業の利用を希望するすべての人が、障害程度いかに関わらず医療ケアを提供される体制を構築してほしい。	
4 障害児者専門の医療機関があるといい。	<p>医師会のご協力もいただき、多様な障害特性に対応できる医療機関の情報収集に努めます。</p>

6 障害等の早期発見と成長・発達への支援

意見の概要	区の考え方
1 療育機関・幼稚園・保育園・学校・病院などとの連携をどう強化していくのか、人をどうつなげ、実際に動いていくのか、具体的な計画を立ててほしい。	<p>渋谷区子ども・子育て事業計画と連携し、子ども発達相談センターを中心に関係機関とのネットワーク構築をめざします。</p> <p>45 ページ参照</p>

<p>2 放課後等デイサービスについて、今後の利用者増を見越して、利用方法や区内事業所についての情報提供を行う円滑な方法についての検討が必要。日中一時支援と放課後等デイサービスの2つのサービスの住み分けが不明確なので、利用者にはわかりやすい情報提供を行っていく必要がある。</p>	<p>児童発達支援と放課後等デイサービスの利用者の見込量を検証し、必要となる障害児通所支援施設を旧代々木小跡地複合施設等において整備してまいります。</p>
<p>3 放課後等デイサービス事業と日中一時支援事業について、両事業の位置づけと見込み量、その確保に向けての方策の整理が必要。</p>	<p>45、47 ページ参照 日中一時支援は、主に家族・介護者への支援として位置づけられます。民間事業所が増えている放課後等デイサービスの利用状況を把握し、区の情報提供体制の強化を図ってまいります。</p>
<p>4 区施設を利用した障害児者通所施設の増設について、新施設の設計の際には、ワークショップ形式で利用者などの多くの意見を反映して検討してほしい。</p>	<p>31 ページ参照</p>

7 多様な就労支援について

意見の概要	区の考え方
<p>1 特別支援学校等の卒業予定者の状況把握だけではなく、離職者についても考慮して見込み量を検討してほしい。</p>	<p>多様な就労ニーズに対応するため、笹塚集会所跡の施設を利用し、一般就労や生活介護との移行ができる就労継続支援A型とB型の民営多機能型施設を支援してまいります。</p>
<p>2 学生時の実習の受入を企業に働きかけ、間に立つ部署、ジョブコーチなどの計画を充実してほしい。</p>	<p>また、一般就労への橋渡しとしては、障害者就労支援センター「ハートバレーしゅや」を中心とした就労支援体制の強化を図ってまいります。</p>
<p>3 (7【働く】多様な就労支援)で「区の役割を明確にする」と書いてあるが、「担当窓口の設置を含めて」という一文を盛り込んで取り組んでほしい。就労継続支援の利用者については、卒業する人たちだけではなく、高齢化などにより、一般就労から移行してくる人たちも考慮に入れて数値目標を設定してほしい。</p>	<p>50、52 ページ参照</p>
<p>4 一般就労から就労支援へ、就労支援から生活介護への移動など、その人の希望やニーズに合ったサービス提供ができるよう体制整備と数値目標の設定をしてほしい。</p>	<p>52 ページ参照</p>
<p>5 ハートバレーは、現状の職員体制では、発達障害や精神障害などの方々への対応で手いっぱいなので、知的障害者の一般就労に向けた、専任担当者を配置してほしい。</p>	<p>笹塚集会所跡の民営多機能型施設での運営も視野に入れて検討いたします。</p>
<p>6 現在区の施設には一か所も福祉喫茶がないので、新庁舎以外の施設にも作ってほしい。</p>	<p>52 ページ参照</p>

8 権利擁護体制の充実について

意見の概要	区の考え方
<p>1 苦情が適切に処理されるためのネットワーク図・各関係機関の連携図を作成し計画に載せてほしい。多く寄せられる苦情・要望及び対応策の検討状況については、個人情報保護の上で積極的に公開する仕組みが必要。</p>	<p>今後、ホームページや「障害者福祉のてびき」への掲載も含め、利用者へのわかりやすい情報提供の方法を検討してまいります。</p>

2 成年後見制度利用支援事業および成年後見制度法人後見支援事業について、先送りにすることなく実施してほしい。	渋谷区成年後見支援センターと連携し、社会貢献型後見人の育成等により、障害者を対象とする成年後見制度の利用を促進する体制を整備してまいります。 53、54 ページ参照
3 成年後見制度において、社会福祉事業団等の身近で親しみやすい法人に後見人となっていただきたい。	

9 安心安全な地域生活環境の整備について

意見の概要	区の考え方
1 福祉避難所も現状ではあまりにも少ないので、早急に要援護者支援体制の整備を実施してほしい。	ヘルプカードの活用をはじめ、災害時要援護者名簿登録などについて、わかりやすい災害時の障害者の防災行動マニュアルを作成するとともに、障害者用の非常食を備蓄する等の避難所の受入体制を整備してまいります。 55 ページ参照
2 災害時に、障害者が安心して避難生活を過ごせるような場を、多く確保できるような対策を立ててほしい。	
3 防災二次避難所で、障害者がさわいでいると他の人に迷惑をかけてしまうので障害者（児）を別の場所にしてもらいたい。	

10 地域おける支え合い・こころのバリアフリーについて

意見の概要	区の考え方
1 社会福祉協議会、福祉団体と一層の連携を図るなど、渋谷区内のボランティアの担い手を増やしてほしい。	ボランティアセンター等とも連携し、区がボランティアの人材育成に取り組み、区内のボランティアの担い手が増加するための支援をしてまいります。
2 グループホーム等を建設工事、改修工事を行うにあたり、地域社会の方々の障害理解が必要。一般住民、地域住民が地域一帯で支え合い、社会包容力を高めていく必要がある。	ご意見の趣旨に沿って、地域社会の方々への障害への理解啓発や、障害のある人とない人がつながっていくよう地域での情報共有の推進に取り組んでまいります。 58 ページ参照
3 障害のある人の高齢化や重度化、多様化への対応として、本人や家族たちの生活に寄り添い、必要な支援をどうつなげていくのか、そのために必要なことは何なのかを、みなで考え、進めていく体制作りが必要。	
4 障害のある人、ない人、みなが気軽に集う場や社会参加の場を地域に作っていききたい。	
5 「作業所連絡会」のように、事業所同士の横のつながりがあることで、情報を共有したり、学びの機会につながるので、ヘルパー事業所連絡会的な会を設定してほしい。	

1.1 共通・重点施策について

意見の概要	区の考え方
1 障害者福祉単独で、区有施設の取得が難しいのであれば、高齢者/児童施設と障害者施設の複合施設の計画を検討してほしい。	旧代々木小跡地複合施設に障害児通所施設を設置することや区営高齢者住宅を新設する際に障害者用住宅を併設することなど、高齢者や児童施設等との複合施設を順次整備してまいります。 40、47 ページ参照
2 日中活動の場、日中活動系サービスの不足に対する不安が広がっており、長期的な整備計画についてわかりやすく具体的な情報提供をしてほしい。	日中活動系施設の助成を拡大することなどにより、重度障害者の受入れも促すとともに、新たに地域生活支援拠点を整備し、総合的な地域支援体制のあり方を検討してまいります。
3 基本理念にも謳われている「障害のある人がそのひとらしく暮らす共生社会を実現する」ため、障害の重さで区別することなく日中活動等のなかで実現することを目標に入れてほしい。	
4 生活介護、就労継続事業への通所者やはあとびあ原宿入所者についても、さらに生きる力、自立できる可能性を伸ばすことに、保護者の啓発も含めて取り組んでほしい。	
5 地域の支援者が重症心身障害児者の基礎知識の習得を目指すとともに、多職種間連携を円滑にするための協議会等のシステムを構築する必要がある。重症心身障害児者の総合的な地域支援体制の整備が求められており、計画に入れてほしい。	
6 中・長期にわたる計画もふまえた上での3か年計画と捉え、確実に実施し、次の計画へとつなげていってほしい。	
7 PDCA サイクルの導入する際、移動支援等、前回の計画の際の見込み量と利用実績が大きく異なるものについては、原因の分析をよく行い記載すべき。	今回の障害福祉計画についてPDCAサイクルを導入し、毎年度の計画の進捗状況を分析・評価することで、計画の見直しや事業の改善に取り組んでまいります。 84～85 ページ参照
8 PDCA サイクルの導入について、年度末ごとに評価を行い、評価結果、計画変更の可否などの報告など、具体的な記載が必要。	
9 自立支援協議会のメンバーに当事者も加えていただき、多様な意見を取り入れてほしい。	
10 自立支援協議会について、幅広い障害種別への理解のため、偏りのないメンバー選定をお願いします。	
	委員には当事者や家族からも選出されておりますが、幅広い障害種別への理解が進むよう、専門部会も含め、幅広い分野から委員を選出してまいります。 87 ページ参照

1 1 母亡き後の居場所の確保が最大の課題。子どもの高齢化も進み、作業所の次の居場所が必要。	障害者やその家族の高齢化については、介護保険や高齢者サービスとの連携体制を構築して、ライフステージに沿った途切れのない支援を検討してまいります。 61 ページ参照
1 2 生活面を支えている者が、病気等で入院したりした場合にお願いできる受け皿がないので、早急に設置してほしい。また、親子ともに高齢化しており、一般の老人ホームの（介護付き）の中に障害者も入れる施設を要望する。	
1 3 介護保険サービスに移行すると、知的障害を理解できる受け入れ態勢が整わない限り利用者が不幸なことは目に見えているので、どうかもう一度考え直してほしい。	

1 2 計画の記載内容について

意見の概要	区の考え方
1 視覚的な理解が進むように、各機関の連携図、各事業の連携図、イメージ図を増やしてほしい。	今回の計画では図表を増やし、新たに区内の主な障害者関連施設マップを掲載しました。計画の周知にあたっては、ご意見の趣旨に沿って取り組みます。
2 24時間体制の相談支援や緊急一時保護事業などに対する記載がみられないので、緊急時の対応整備についての項目を入れてほしい。	素案では個別事業を掲載しておりませんが、ご意見を踏まえ、障害者を対象とする事業で、区の計画により実施するものにつきましては計画に記載し、今後の方向性を示しました。 31 ページ（事業No.045、048）参照
3 前計画に記載されていた、やすらぎサービス、緊急介護人派遣事業、緊急一時保護事業、ふぁみり〜サポート等の障害福祉サービス以外の事業についても、言及し分析・評価して、記載してほしい。 (同様の意見が他に2件)	
4 障害者福祉施設マップに、渋谷区の独自事業である緊急一時保護事業の事業所である「えびす・ばれっとホーム」及び「緊急一時なかよし」、障害児入所施設・短期入所「宮代学園」、放課後等デイサービス「SPARK STUDIO 代々木公園」についても記載すべき。前回の計画の様に関連施設一覧も作成した上で、マップも作成してほしい。	ご意見を計画に反映し、関連施設一覧を作成し、マップに記載しました。 117～118 ページ及び巻末のマップ参照